

平成 27 年 2 月 5 日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

| | | | | | | | |
|-------------------------------|---------------------------------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 日 時 | 平成 27 年 2 月 5 日 (木) 午後 3 時 00 分 | | | | | | |
| 場 所 | 教育委員会室 | | | | | | |
| 開 会 | 午後 3 時 00 分 | | | | | | |
| 閉 会 | 午後 4 時 10 分 | | | | | | |
| 出席委員 | | | | | | | |
| 委 員 長 | 横 井 利 男 | 委 員 | 雁 部 隆 治 | 委 員 | 阿 部 博 道 | 委 員 | 坂 根 慶 子 |
| 教 育 長 | 横 山 信 雄 | | | | | | |
| 説明のために出席した職員 | | | | | | | |
| 教育委員会事務局次長 | 石 井 秀 和 | | | | | | |
| 教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱) | 佐 久 間 之 | | | | | | |
| 庶 務 課 長 | 岩 佐 一 郎 | | | | | | |
| 学 務 課 長 | 齋 藤 好 正 | | | | | | |
| 指 導 室 長 | 月 田 行 俊 | | | | | | |
| 生涯学習課長 | 前 田 泰 伯 | | | | | | |
| スポーツ振興課長 | 佐 久 間 英 樹 | | | | | | |
| ひきふね図書館長 | 倉 松 邦 多 | | | | | | |

2 会議の概要

横井委員長 ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は雁部委員にお願いいたします。

議決事項第 1・2・3

議案第 8 号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について」、議案第 9 号「幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部改正について」、議案第 10 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」の案件を上程する。

庶務課長 議案第8号の提案理由として、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があるということです。内容としては、園長の支給額「91,000円」を「89,600円」に改正するというものになります。これは幼稚園の教育職員の給料に関する条例第9条第2項の規定により、管理職の手当額をその者が属する職務の級における最高の号級の給与月額額の100分の20を超えない範囲内の額としています。給料表の引き下げが行われたので、園長の最高月額が448,000円となりました。これの20%ということで89,600円に引き下げになったものです。なお、条例に抵触する部分のみ改正することになりますので、再任用職員園長の管理職の手当は改定しないということになります。続いて議案第9号の提案理由ですが、同じく幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があるということです。内容については、地域手当の支給割合「100分の18」を「100分の20」に改正するものになります。これは現在18%としている地域手当の支給割合について、国や他の地方公共団体との制度上の均衡を図る必要があるということを踏まえ、平成27年4月1日から支給割合を2%引き上げて20%にするものです。続いて議案第10号の提案理由ですが、前の2件と同様に条例改正に伴う整備になります。内容としては、勤勉手当の支給月数について管理職員を除く再任用職員以外の場合「100分の92.5」を「100分の80」、管理職の場合「100分の112.5」を「100分の100」に改定するものです。一方、管理職を除く再任用職員の場合「100分の42.5」を「100分の37.5」、管理職の場合「100分の52.5」を「100分の47.5」に改定します。本改正は、勤勉手当の支給月数を年間で再任用職員以外の職員は0.25月分、再任用職員は0.1月分引き上げる条例改正に伴い、平成26年度は12月期のみで調整していましたが、平成27年度以降において6月期及び12月期の支給月数を再任用職員以外の職員は0.125月分、再任用職員は0.005月分引き上げることになります。施行日は、いずれも平成27年4月1日です。説明は以上になります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

雁部委員 地域手当というのは、どういうものですか。

次長 国家公務員を基準に考えた際に、東京23区や大阪等給料が高い地域と地方の給料が低い地域があり、基本的な給料ベースは地方の一番低いところに合わせて給料月額を定めます。大都市勤務の職員については、地価や物価を勘案して最大20%をプラスする仕組みがあります。地方公務員の給料も国家公務員に準じて各手当を定めるとなっています。特別区内に勤務する職員についても、国の制度に則るということで、そのような制度になっております。

横井委員長 区の職員の場合は、地域手当の差はないということですか。

次長 勤務地が特別区内であれば、そういうことになります。

阿部委員 率が上がったたり下がったりしていますが、相対的に幼稚園勤務職員の給料は改善されているということですか。

次長 今まで地域手当は給料月額その他諸手当の額の18%でしたが、国の制度に則り20%に上がりましたので、その分給料月額を下げたということです。これは、給与総額が改定前後で均衡するよう、給料月額と手当の配分変更を行ったものです。管理職手当については、給料表の最高号給の給料月額額の20%を超えない範囲内と条例で規定されているので、給料月額の引下げに伴い、89,600円に下げたということです。

阿部委員 待遇が改善されたというようなことではないのですね。

次長 はい。そうです。

坂根委員 勤勉手当の100分の92.5や112.5というような数字は、0.1月分引き上げによって出てくるものなのですか。

次長 今回人事委員会の勧告で、ボーナスに相当する部分を年間で0.25か月アップすることになりましたので、それを夏と冬のボーナスがありますので、半分に割って0.125月分ずつを割り振ったということです。

横井委員長 それでは、議決事項第1議案第8号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について」、議決事項第2議案第9号「幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部改正について」、議決事項第3議案第10号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第4

議案第11号「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会規則について」の案件を上程する。

庶務課長 提案理由ですが、墨田区いじめ防止対策推進条例第14条第1項の規定により設置される墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会の組織及び運営に関する規則を定める必要があるということになります。墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会は、附属機関になります。内容については、概要を説明させていただきます。「1 趣旨」としては、「この規則は、墨田区いじめ防止対策推進条例第14条第1項の規定により設置される墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。」「2 所掌事項」としては3つあります。「(1) 専門委員会は、墨田区教育委員会の諮問に応じ、区立学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進について調査審議し、答申をする。(2) 専門委員会は、教育委員会及び区立学校の内いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。(3) 専門委員会は、区立学校においていじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態が発生した場合には、教育委員会の下の組織として事実関係の調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。」「3 組織」として、2つあります。「(1) 専門委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員10人以内をもって組織する。」ということで、上限として10人以内としております。「(2) 専門委員会の委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。」「4 委員の任期」として、「(1) 専門委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(2) 委員は、再任されることができる。」「5 委員長」として、「専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」「6 会議及び議事」として、3つあります。「(1) 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。(2) 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。(3) 専門委員会が2(3)に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。」という会議の公開に係る規定になっています。「7 研究調査員」として、「専門的事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員会に研究調査員を置くことができる。」ということで、この委員会で専門性が高くて難しい場合の規定にな

ります。「8 調査部会」として、「2(3)の調査を行うに当たり必要があるときは、専門委員会に委員長が指名する委員又は委員及び研究員調査員の3人以上をもって組織する調査部会を置くことができる。」、「9 施行期日」として、「この規則は、公布の日から施行する。」ということになっています。規則案としては、今の趣旨を条文化させていただきました。いじめ委員会は、先日条例が可決、施行されています。それに基づいて区として基本方針を定めます。区としての基本方針というのは区全体のものになりますので、協議会の意見交換を経て、区長が最終決定をするということになります。教育委員会としては、基本方針の下に教育委員会としてのいじめ防止の具体的な対策を盛り込んだプログラムを策定することになります。基本方針とプログラムを3月までに確定をさせまして、4月から本格的に動かしたいと考えております。説明は以上になります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

坂根委員 「研究調査員を置くことが出来る」というのは、人数や期間は基本方針には載らないのですか。

庶務課長 特に具体的には決めずに、その時々テーマ等に合わせて、臨機応変に対応できるように、あえて具体的に指定していません。

坂根委員 それは1年に複数回あるかもしれないし、全く行う必要ないということもあるということですか。

庶務課長 専門委員の皆様も、かなり専門的な方を揃えていますし、その方々で十分審議できるのであれば、基本的にはその委員の中で審議していただくことになります。その中で審議が難しいようなことがあった場合に、専門的なものについては、この仕組みを利用できるということです。

阿部委員 この専門委員による専門委員会は、これから開催されるのですか。

庶務課長 今日議決をいただければ、これから設置することになります。

阿部委員 この規則というのは、委員会が開かれて、委員会で独自に決めるものですか。

庶務課長 この規則は、教育委員会が決めるものになります。教育委員会として、この附属機関を設置及び運用に関する規則ということになります。

阿部委員 研究調査員というのは、この専門委員とは別に選任するということですか。

庶務課長 委員会の下部組織といいますか、委員では対応できないような専門的な分野が出たときに、さらに専門知識のある方にご協力いただく方ということで別に選任することになります。

阿部委員 実際にいじめ等が起きたときには、事実関係を調査することが重要になってくると思うのですが、調査部会というのはそれらを調査することも含まれるのですか。

庶務課長 基本的には、専門委員会の委員で調査が出来るものと想定しています。例えば、学校の校長先生に来ていただいて事情を聞いたり、或いは関係者から話を伺うというようなことは、あえて調査部会を作らなくても、委員の方々でも出来ると思っております。

阿部委員 調査部会というのは、事実関係を特別に調査するというのではなく、専門的な調査・研究を行うということですか。

庶務課長 重大な案件が発生した場合に、具体的な事案に即して、必要に応じてたとえば専門医などの立場から事実関係を含め調査に当たるための組織になります。

横井委員長 今日議決した場合、いつ公布になるのですか。

庶務課長 即日公布になります。

横井委員長 それでは、議決事項第4議案第11号「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会規則

について」原案どおり定めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第5

議案第12号「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員等の選任について」の案件を上程する。

庶務課長 提案理由として、墨田区いじめ防止対策推進条例の制定に伴い、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会の委員等を選任する必要があるということで、先程議決をいただきました規則に基づいて、具体的に委員を定めるというものです。規則では10人以内とさせていただきましたが、具体的な選定は7名とさせていただきたいと思います。内訳としては、大学の名誉教授、元学校長、臨床心理士、弁護士、社会福祉士、主任児童委員、インターネットによるいじめも課題になっていますので、墨田区のオリジナルですがインターネット研究員のあわせて7名の構成とさせていただければと思っています。専門委員の報酬額ですが、墨田区の基準の24,000円を超えない範囲内ということで、上限が定められています。こちらの委員会は専門性が高いということで、区役所にある他の専門性の高い審議会等を参考にして定めさせていただきました。委員長が1回につき22,000円、委員は20,000円にさせていただきました。説明は以上になります。ご審議の程、よろしくお願いします。

坂根委員 専門委員会が始まりましたら、非公開になるのですか。

庶務課長 案件によると思います。教育委員会としてのいじめ防止対策プログラムなどは、非開示情報には該当しないと思います。ただし、会議の運営については、専門委員の中で議論していただいて、決めていくことになると思います。

坂根委員 調査部会の研究調査員の方も、話し合いをする場合は非公開ですか。

庶務課長 特にいじめの事由等が発生した場合には、プライバシーにかかる情報が多くなりますので、そういった配慮が必要になると思います。

横井委員長 今の件は、議案第11号の規則第6条第4項に、原則は公開だが非公開にできるという趣旨のことがありますよ。

坂根委員 はい。そのところです。

横井委員長 「公開しないことができる」とあるということは、原則は公開だということだと思えますよね。調査部会についても同様のことが書かれていますよね。

庶務課長 墨田区は会議の公開について基準がありますので、その基準に沿って原則公開としています。

横井委員長 それでは、議決事項第5議案第12号「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員等の選任について」原案どおり選任することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。なお、今後は、墨田区いじめ防止対策推進条例第14条第2項の規定に基づき、教育委員会としてのいじめ防止等のための対策の推進について、当専門委員会に諮問することいたします。

報告事項第 1

「平成 26 年度東京都教育委員会「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について」、すみだ教育研究所長が説明する。

すみだ教育研究所長 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を平成 26 年 7 月 3 日に実施、対象は小学校 5 年生と中学校 2 年生です。主な改善の傾向が見られる観点、課題のある観点で、平均正答率を比較してみました。小学校の教科としては、国語・社会・算数・理科で東京都との平均の差が、昨年度と比較すると開いたということで、課題を残したところです。中学校の教科としては、国語・社会・数学・理科・英語で東京都の平均と肉薄する或いは理科・英語に関しては上回るという改善がみられる結果となりました。調査は特定の学年で実施していますので、実は平成 26 年度の中学 2 年生は平成 23 年度において課題のあった学年になります。3 年後の今回は東京都の平均に非常に肉薄した成績だったことからすると、これまでの指導が実を結んできているのではないかと捉えています。まとめとして今後の取組予定ですが、「教育委員会は、本調査を区の学習状況調査結果を補完するデータとして活用するとともに、学力向上や授業改善に資する資料としてまとめ、各学校へ情報提供いたします」、改善のポイントとして、「都平均正答率との経年比較から、改善のポイントは次のとおり挙げられる。各教科とも基礎的・基本的な内容の定着を図ることが重要である。具体的には、「習得目標、到達目標」の設問、「必要な情報を正確に取り出す力」に関する設問に関わる事項である。指導では、ドリル学習等による反復学習だけではなく、つまづいている学年の指導事項にまで立ち戻り、理解させ、活用することによって、定着を促進させる必要がある」ということです。このデータを次年度の授業改善計画を立案するためのデータのの一つとして活用し、授業改善をさらに推進していきます。この資料については、教育委員会のホームページにおいて、インターネットで公開します。なお、これに先立ち、1 月の定例校長会において各学年で習った基礎・指導事項については次の学年に持ち越さないよう、年度末から年度始めにかけて総復習をするように、全校に対して指導を徹底するように指示をしました。

横井委員長 3 年前に比べて良くなっているというのは、どこかの資料に入っていますか。

すみだ教育研究所長 特に記載していません。特定学年だけ捉えるのではなく、毎年どのように上がっていくのか、傾向をみていく必要があるので引用したものです。あくまでも補完データとして授業改善に役立ててもらいたいのですが、学校に対しては、小学校 5 年生の時に課題があったけれども、3 年後に良くなったということはお知らせしています。

横井委員長 せっかくの良い成果がもったいないような気がします。

坂根委員 そういうことが、保護者や生徒自身に伝わるような感じがあるといいですね。

横井委員長 3 年前が良くなかったという表現ではなく、3 年前に比べて良くなったというようなことが記載されていると、子どもたちも先生たちも良い評価によって、自信を持つと思うので、どこかに記載があるといいですね。

すみだ教育研究所長 長い期間をもってみていく必要があるが、その結果については小学校 5 年生から 3 年経った現在中学 2 年生の段階では改善の傾向がみられると資料に追加します。

雁部委員 学力向上のための成果というのは、保護者等は分かりにくいので、良くなっているというような趣旨でアピールしていくのは必要だと思います。

すみだ教育研究所長 基本的には単年度では差し控えたいと思っていまして、長い経過の中で、昨年 9 月の教育委員会で報告しましたが、区の学習状況調査で平成 25 年度からの経年分析で、どの

ような傾向で改善点等があるのか、それを本体として重点課題を中心に良くなっていると申し上げたのですが、東京都の方だけをクローズアップすると、その年によっては次の学年の改革に取り組んでいる授業改善の結果だけを追い求めるということになって授業改善に資していないということで、改革を進めていきたいと思えます。

坂根委員 中学2年生の理科と英語が上がっているのがはっきりと分かるのですが、他も大体上がっているように見えます。都平均正答率経年変化について、一昨年、昨年と、丹念に読めば非常にはっきり分かるのですが、面倒くさいと思って理科と英語しか読まない方もいるかと思えます。丹念に読んで欲しいというのは、事実を知るのに良いと思うからです。これは少し分かりにくい気がします。

すみだ教育研究所長 観点等と子どもを経年比較でコンパクトにしている方なのですが、「今後の取組予定」で手厚く書きたいというところがあります。観点等が、分類されてしまっているので、その枠の中での差をいうことで細かい数字を出しています。書式的には、例年同じような書式になっています。

坂根委員 「今後の取組」、「改善のポイント」に追加し、事実を並べて、改善的運用という書式にしてはどうですか。

横井委員長 今の中学2年生が3年前から比べて良くなっているということは、個別に見た場合には、いろいろな子どもがいるけれど、全体としては良くなった子が多いということですね。それは、個別学習プロフィールに反映させるようなことになりますか。

すみだ教育研究所長 個人学習プロフィールは、区の学習状況調査を元にしてしています。今回は都の調査ですので、直接反映させることはありません。どこに課題があるのかということは、都の調査も区の調査も一致していますので、課題を改善指導する中で引きあがってきたということでは、成果があったことは区の調査の中に組み込まれて評価されていくことになります。

阿部委員 詳細な評価は別として、3年間の経過を見ると、都との差が段々埋まってきて上昇傾向にあることを評価してよいと思えます。問題は社会科がマイナスになっているのは、心配なところですね。

横井委員長 こういった傾向は、国の調査と区の調査では一致するのですか。

すみだ教育研究所長 調査の目的が異なっています。東京都は、読み解くということで情報を取り出す、比較検討する、問題を解決するということに力点を置いています。区の方はオーソドックスな前年習得事項をきちんと学んでいることを中心としています。傾向としては、大体一致しているところです。調査問題の中のないものの外に問題として出ているものは補完するという捉えをしています。概ね同じような問題では、例えば社会の都道府県の県庁所在地の問題では、その学年では分かるはずなので、同じような問題でつまづいているということが分かります。

横井委員長 子どもたちにも自信を持ってもらえるように、先生方も自信を持ったり或いは問題意識を持っていただくように活用できればと思えます。

報告事項第2

「平成26年度墨田区立学校「新体力テスト」の結果について」、指導室長が説明する。

指導室長 対象は、小・中学校全児童生徒で、6月までに各学校が実施した結果になります。調査項目については、例年どおりです。調査結果については、それぞれの項目ごとに合計した数値にな

ります。今年度は、東京都平均との差異がすべての項目で0、またはプラスになりました。昨年度については、中学校の男子がすべてマイナス、女子の1・3年生がマイナスでしたので、上昇傾向にあると捉えられると思います。今後も、通常の授業における運動量の確保、休み時間等の運動量の確保をし、さらに体力アップをさせていきたいと思います。

阿部委員 これも大いに誇ってもいいのではないのでしょうか。

横井委員長 そうですね。これもホームページで、公表されるのですか。

指導室長 はい。公表します。

雁部委員 各学校の校長先生も努力されているということなので、大いに褒めてあげていただきたいと思います。

坂根委員 実施の学校が100%というのは、素晴らしいですね。小学校25校中25校、中学校10校中10校が実施するというのは、大変立派なことだと思います。

報告事項第3

「すみだ生涯学習センター本館の臨時休館について」、生涯学習課長が説明する。

生涯学習課長 3月21日の春分の日に、臨時休館を予定しています。毎年春分の日に臨時休館を設定しています。理由としては、本館設備の電気工作物の総合点検を行うためです。点検方法として完全に停電した状態で検査を行う必要があるため、臨時休館という形で実施しています。根拠法令としては、「すみだ生涯学習センター条例施行規則第10条」と「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第6条第5号」により、教育長に委任されている事業になりますので、教育長決定を行っていただくものになります。区民へは、区報並びに学習ガーデン情報誌「みらい」3月号に掲載して、周知します。

横井委員長 報告承りました。

報告事項第4

「平成27年度墨田区一般会計予算(案)について」、庶務課長が説明する。

庶務課長 平成27年度の歳入は、1097億1100万円となっています。歳出の合計額は、歳入と同じ1097億1100万円で、その内の教育費は、113億9258万3千円です。26年度が110億1929万5千円ですので、増減としては4%ほど伸びています。構成としては、全体の10.4%になります。教育費の歳出の内訳は、教育総務費が14億9989万4千円、小学校費が37億7823万3千円、中学校費が27億2261万9千円、幼稚園費が3億3923万6千円、生涯学習費が15億100万円、スポーツ振興費が15億5160万1千円という構成になっています。これだけでは分かりづらいので、事業別に新規・拡充を中心に説明します。1つ目として「教育委員会制度改革の対応」です。具体的には総合教育会議を区長と教育委員会で開くための報酬を中心とした予算になりますので、金額は大きくありません。163,000円になります。2つ目としては「学校ICT化の推進」です。これは、拡充ということになります。普通教室、特別教室への増設化ということで、具体的には、電子黒板、教員向けのiPadの配布等を今年度はモデル校で実施しましたが、来年度は中学校残り8校を実施し、全中学校完了する予定です。小学校については、現在モデル校3校ですが、27年度については2~3校程度を予算の範囲で、一部先行実施という形になります。事務局としては、28年度には、小学校全校配備を目指したいと

思います。学校ICT化予算としてまとめて、3億3164万7千円になります。3つ目としては、新規で「吾孺立花中学校の移築」です。現在統合が完了して、旧立花中学校の場所に吾孺立花中学校がありますが、旧吾孺第一中学校の校舎を解体して、そこに校舎を新築するということになります。27年度は、その基本設計を行うということで、委託費が5728万9千円になります。あとは、「通学路防犯設備整備事業」が新規になります。これは東京都が補助金を出すということから始まったもので、小学校の通学路に1校最大5か所まで、防犯カメラを設置するというものです。今年度から補正予算で準備をしてきているところですが、来年度計画的に整備していきます。27年度予算が2033万1千円となります。外には「児童・生徒のいじめ防止対策」です。これは、いじめ防止対策推進条例の制定に基づき、拡充していくということです。主なものとしては、休日夜間いじめ相談窓口を委託で開設するというものがあります。予算としては、6166万円になります。続いて「特別支援教育推進事業」が、拡充で554万6千円、「国際理解教育の推進事業」が拡充で、小学校英語活動・中学校英語科授業への外国人講師（ネイティブ・ティーチャー）派遣の充実ということで、6783万4千円です。あとは新規で「学校司書の全校配置」巡回による全校配置で4181万6千円、「終戦70周年平和祈念事業」を区として実施していますが、その中で教育委員会としては、すみだ郷土文化資料館で年間特別企画事業を実施します。これが654万円になります。主なものは以上です。

横井委員長 報告承りました。

その他

雁部委員 インフルエンザについて、昨年と比較すると少ないように思われますが、学校の努力が実を結んでいるのでしょうか。

学務課長 昨シーズンと比較しますと、流行り始めが早かったようです。インフルエンザにかかる学校が多く出てきた中で、墨田区では時期的には遅かったということです。現在インフルエンザの発生状況については、各委員にはメールで報告しているところですが、時々増えたときもありましたが、今は落ち着いています。例年に比べると少ないと思います。予防については、学校も頑張っていると思います。先日、各学校へマスクを配布しました。これも予防に使っていただき、学校と協力しあっていきたいと思っています。

雁部委員 先程、いじめ問題専門委員会の話がありました。今後いじめに関しては、この委員会に委ねるということになる訳ですが、先日テレビで、フィンランドでいじめ防止のソフトを活用した道徳のような時間で授業をしていました。子どもたちにそれを使わせているのですが、そのソフトにはマンガのような絵があり、吹き出しで、いじている子やいじめられている子、それを見ている子等の立場に立って、自分ならどうするかを入力するようになっていました。そのソフトを使用した授業を導入してから、いじめに関することが40%くらい減ったという結果が出たそうです。いじめ問題専門委員会にお任せするにしても、そういった情報がたくさんありますので、情報提供をしていった方がいいと思います。いいことは試しにやってみる、全校一斉に実施することは難しいとは思いますが、どこかの学校で実施してみて、成果が上がったら広げていくというやり方がいいのでは。世界中を探すといろいろな方法があるので、そういう情報を常に仕入れて話し合ってもいいと思います。

坂根委員 報告です。学校ICT化の授業が各学校で実施されていますが、東吾孺小学校、小梅小学校、錦糸中学校、寺島中学校を見てきました。総括的に申し上げますと、小学校と中学校で、科目によって、どういうものがよく使われているかという、差がありました。それから、小梅小学校の次の日に、公開授業で他の学校に行きましたら、ちょうど同じ単元の九九をやっていました。公開授業の学校はICTを使用していませんでしたので、その差がくっきり出ていました。ICTを使うことの効果が見えました。ICTを使用していないからといって、公開授業の学校が良くない授業という訳ではありませんが、例えば感熱紙で教材を作る手間を省くということ等ではICTは有効だと思います。先生方が熱心に授業をしているのを非常によく感じました。是非来年度も進めてほしいと思います。それから、外手小学校の研究発表です。講演をなさっていた学力調査官の方の「学力テストというのはどういう基準で作っているのか」という話が、とても有益でした。テストを作る場合に、指導要領をよく読むとどういうことがポイントかということがよく分かります。それを元に外手小学校は年間重点計画で「読む、話す、聞く、書く」という言語についての知識・理解、例えば文の中における主語と述語の関係に注意するのは何年のどういう等をすべてまとめました。指導要領がどういうものかということが分かって、教員がそれを理解して教育指導するということが、学力の向上にもつながるといふふうに理解しました。すみだ教育研究所長も指導室長もご意見があると思いますが、そこ点で私は得るところが多かったと思います。そして外手小学校の一番良かったことは、子どもが国語が好きになったということです。成果が出て、全体の平均より10ポイントぐらい上がっています。指導要領は、変わっていないようで変わっています。変わっている部分で問題を作っている、あれは法令文ですから、そこを読み込む読解力と申しますか、何を捕らえるかと言うことが大切です。従来考えられているような国語教育、例えば文章を読んで、どう思ったかを中心にしたものではないということを中心にした問題の出し方というのが、非常に参考になりました。

次長 先般区議会が開かれまして、山崎区長が引退を表明しました。

以上で、教育委員会を終了いたします。